

# 外国人雇用対策について

令和元年9月7日

厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

## 日本で就労する外国人のカテゴリー(総数 146.0万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

**①就労目的で在留が認められる者** 約27.7万人  
(いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」)  
・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

**②身分に基づき在留する者** 約49.6万人  
(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)  
・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

**③技能実習** 約30.8万人  
・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

**④特定活動** 約3.6万人  
(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)  
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

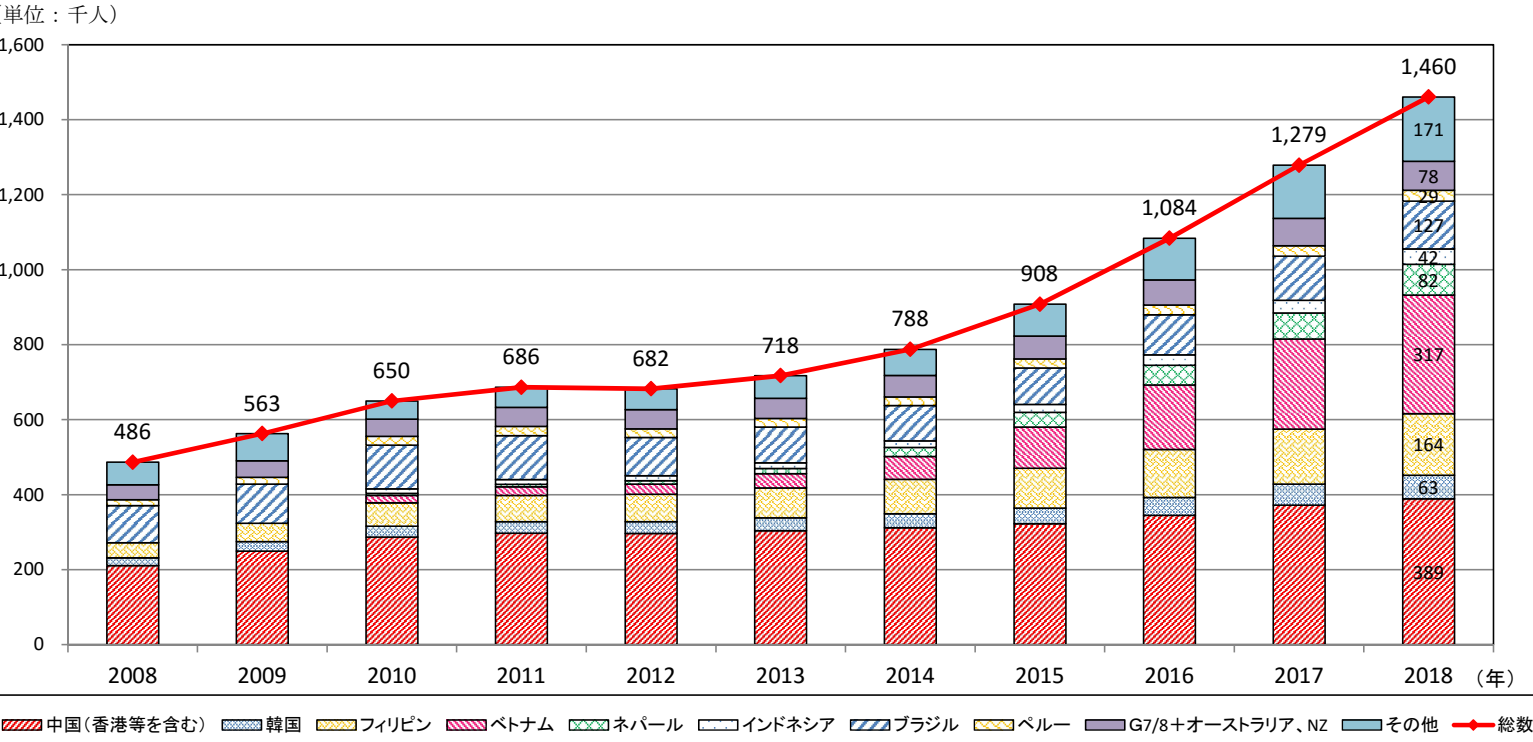
**⑤資格外活動**(留学生のアルバイト等) 約34.4万人  
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

| 「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格 |                                           |
|------------------------|-------------------------------------------|
| 在留資格                   | 具体例                                       |
| 教授                     | 大学教授等                                     |
| 高度専門職                  | ポイント制による高度人材                              |
| 経営・管理                  | 企業等の経営者・管理者                               |
| 法律・会計業務                | 弁護士、公認会計士等                                |
| 医療                     | 医師、歯科医師、看護師                               |
| 研究                     | 政府関係機関や私企業等の研究者                           |
| 教育                     | 中学校・高等学校等の語学教師等                           |
| 技術・人文知識・国際業務           | 機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等 |
| 企業内転勤                  | 外国の事業所からの転勤者                              |
| 介護                     | 介護福祉士                                     |
| 技能                     | 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等       |

※外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条)。なお、「外交」、「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

# 国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別に直近の状況をみると、中国が最も多く389,117人で、外国人労働者全体の26.6%を占めている。次いで、ベトナムが316,840人（同21.7%）、フィリピンが164,006人（同11.2%）の順となっている。
- 直近の推移をみると、特にベトナムについては対前年同期比で76,581人（31.9%）と大幅に増加している。また、インドネシアについては同 7,427人（21.7%）、ネパールについては同 12,451人（18.0%）増加している。



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

# 日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

- ベトナムは「技能実習」が45.1%、次いで「資格外活動（留学生等）」が39.4%となっている。
- インドネシアは「技能実習」が60.0%となっている。
- ネパールは「資格外活動（留学生等）」が79.5%となっている。

(単位：人)

| 在留資格   | 総数        | ①専門的・技術的分野 | ②身分に基づく在留資格 | ③技能実習   | ④特定活動  | ⑤資格外活動  |
|--------|-----------|------------|-------------|---------|--------|---------|
| 全国籍計   | 1,460,463 | 276,770    | 495,668     | 308,489 | 35,615 | 343,791 |
| 中国     | 389,117   | 103,237    | 103,827     | 84,063  | 4,660  | 93,315  |
| 韓国     | 62,516    | 27,893     | 22,828      | 85      | 3,138  | 8,564   |
| フィリピン  | 164,006   | 9,827      | 117,125     | 29,875  | 5,073  | 2,098   |
| ベトナム   | 316,840   | 31,979     | 12,405      | 142,883 | 4,570  | 124,988 |
| ネパール   | 81,562    | 9,041      | 3,665       | 399     | 3,573  | 64,875  |
| インドネシア | 41,586    | 3,766      | 5,434       | 24,935  | 3,020  | 4,431   |
| ブラジル   | 127,392   | 863        | 126,162     | 105     | 42     | 217     |
| ペルー    | 28,686    | 97         | 28,440      | 54      | 22     | 72      |
| その他    | 248,758   | 90,067     | 75,782      | 26,090  | 11,517 | 45,231  |

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日  
外国人材の受入れ・共生  
に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

総額211億円(注)

## 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) **国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり**
- 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) **啓発活動等の実施**
- 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

## 生活者としての外国人に対する支援

- (1) **暮らしやすい地域社会づくり**
- ① **行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備**
- 行政 生活全般の情報提供 相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「**多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)**」（全国約100か所、11言語対応）の整備）【20億円】
  - 安全 安心な生活 就労のための新たな「**生活・就労ガイドブック(仮)**」（11言語対応）の作成 普及
  - **多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築**【8億円】と**多言語音声翻訳システムの利用促進**
- ② **地域における多文化共生の取組の促進・支援**
- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
  - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) **生活サービス環境の改善等**
- ① **医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等**
- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により**全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備**
  - 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援
- ② **災害発生時の情報発信・支援等の充実**
- 気象庁H.P.、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
  - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
- ③ **交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実**
- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
  - 「**110番**」や事件・事故等現場における多言語対応
  - **消費生活センター**(「188番」)、**法テラス**、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
- ④ **住宅確保のための環境整備・支援**
- 賃貸人 仲介事業者向け**実務対応マニュアル**、外国語版の**賃貸住宅標準契約書**等の普及(8言語対応)
  - 外国人を含む**住宅確保要配慮者**の入居を拒まない**賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進**
- ⑤ **金融・通信サービスの利便性の向上**
- **金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備**、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
  - **携帯電話の契約時の多言語対応**の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
- (3) **円滑なコミュニケーションの実現**
- ① **日本語教育の充実**
- **生活のための日本語の標準的なカリキュラム**等を踏まえた日本語教育の全国展開（地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等）【6億円】
  - 多様な学習形態のニーズへの対応（**多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用** 多言語化、全ての都道府県における**夜間中学**の設置促進等）
  - **日本語教育の標準等の作成**（日本版CEFR（言語のためのヨーロッパ共通参照枠））
  - **日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備**
- ② **日本語教育機関の質の向上・適正な管理**
- 日本語教育機関の質の向上を図るための**告示基準の厳格化**（出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
  - **日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け**
  - **日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実**
  - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

- (4) **外国人児童生徒の教育等の充実**
- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
  - 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
  - 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
  - 地域企業やNPO等と連携した**高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保**【1億円】
- (5) **留学生の就職等の支援**
- **大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等**
  - 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
  - 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
  - **留学生の就職率の公表の要請**、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する**奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実**【14億円】
  - 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
  - 底層学識による採用後の多様な人材育成・待遇などの**ベストプラクティスの構築・横展開**
- (6) **適正な労働環境等の確保**
- ① **適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保**
- **労働基準監督署** ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応（8言語対応）
  - 「外国人労働者相談コーナー」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② **地域での安定した就労の支援**
- ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における**再就職支援**
  - **地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施**
- (7) **社会保険への加入促進等**
- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
  - 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
  - **納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備**

## 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) **悪質な仲介事業者等の排除**
- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施
  - 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による**悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化**
  - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた**在留諸申請における記載内容の充実**
- (2) **海外における日本語教育基盤の充実等**
- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT（Computer Based Testing）により厳正に実施（9か国）
  - 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
  - 在外公館等による情報発信の充実

## 新たな在留管理体制の構築

- (1) **在留資格手続の円滑化・迅速化**
- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
  - 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間～1か月)の勵行
- (2) **在留管理基盤の強化**
- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況、雇用状況の正確な把握
  - 業種別 職種別 在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、**公的統計の充実・活用**
  - **出入国在留管理庁の創設**に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】
- (3) **不法滞在者等への対策強化**
- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による**不法滞在者等の排除の徹底**【5億円】
  - **技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化**、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

(注)予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。

# ハローワークにおける外国人労働者の職業相談体制

## 機能特化型の就職支援サービス（利用者のニーズ・特性に応じたサービス展開）

### ■外国人雇用サービスセンター

- 対 象 者 - 高度外国人材（就労目的の在留資格の外国人、日本での就職を希望する外国人留学生）に対する就職支援
- 設 置 数 - 4拠点（東京、名古屋、大阪、福岡）＊福岡は令和元年8月開設予定
- 支援内容 - 高度外国人材の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援を行う

### ■留学生コーナー

- 対 象 者 - 日本での就職を希望する外国人留学生（既卒含む）
- 設 置 数 - 21拠点（一部の新卒応援ハローワークに設置）
- 支援内容 - 外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施

### ■外国人雇用サービスコーナー

- 対 象 者 - 日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人労働者全般
- 設 置 数 - 129拠点（通訳員を配置しているハローワーク）
- 支援内容 - 地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門相談員が就職支援を実施

このほか、全国のハローワーク（544拠点）においても、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応



# 定住外国人の就労実態及び課題

身分に基づく在留資格を有する者（※いわゆる定住外国人）は、派遣・請負といった不安定な雇用形態で働く者が多く、一旦失業した場合には、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であることに加え、これまでの職業経験の蓄積が十分でないといった問題などから、日本企業で広く安定的な職業に就くためのスキルを身につけているとは言えず、日本人労働者に比べて特に脆弱な立場に置かれている。

|              | 労働者数<br>(①) | (うち)派遣・請負の<br>労働者数 (②) | 派遣請負の割合<br>(②/①) |
|--------------|-------------|------------------------|------------------|
| 外国人労働者総数     | 1,460,463人  | 309,470人               | 21.2%            |
| うち身分に基づく在留資格 | 495,668人    | 165,786人               | 33.4%            |
| うち ブラジル国籍    | 126,162人    | 71,154人                | 56.4%            |
| うち ペルー国籍     | 28,440人     | 13,080人                | 46.0%            |

## 派遣・請負での就労について

- 景気・雇用情勢の影響を受けやすく、一旦職を得ても離職する者も多い。

## ミスマッチの要因＝日本語能力の不足（特に「読む」、「書く」力）

- 企業側が外国人労働者に求める日本語能力の水準は高まる傾向にある。
- 職場でのコミュニケーション、指示書の読解、日誌の記録など、これまで以上に日本語能力がないと就労が難しい状況にある。

# 定住外国人に対する就労支援

- 2015年4月に雇用政策基本方針を改正、「定住者（日系人など）、日本人の配偶者等、我が国における活動制限のない外国人の就業を推進するため、企業における雇用管理の改善を促進するほか、日本語能力の改善等を図る研修や職業訓練の実施、社会保険の加入促進等を通じて安定した雇用を確保し、意欲と能力に応じた働き方を実現する。」としている。
- 日系人等の定住外国人については、これらの基本方針を踏まえ、日本語能力が不足していること等、外国人の特性に配慮した職業訓練の機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取り組みを進めることが、適正かつ安定した就労につなげていく上で重要。

## 2019年度における取組

- 労働局が主体となって関係機関（都道府県能力開発主管課、外国人集住地域の市町村、職業訓練機関、外国人就労・定着支援研修委託団体等）との連携を強化し、職業相談から定着支援までの一貫した就労支援に取り組む。
- 各地域のニーズ等を勘案しつつ、日系人等の定住外国人に配慮した職業訓練の機会の確保、外国人就労・定着支援研修と職業訓練の開催時期を連動させる等の取組みを進め、就職率の向上につなげる。

### ○ 通訳・相談員・ワンストップサービスコーナーの設置・配置

- ① 通訳配置所数：129か所
- ② 外国人専門相談員等の配置状況：243人
- ③ ワンストップサービスコーナー配置状況：5か所
- ④ 多言語コンタクトセンター（全国のHWから利用可能な10言語対応の電話通訳）の設置

### ○ 外国人就労・定着支援研修の実施

（20都府県100都市で実施、5,000名受講予定）

- ① 職場における日本語コミュニケーション能力の向上
- ② 日本の労働法令や雇用慣行等の基本的知識の習得
- ③ 労働保険・社会保険制度等に関する知識の習得等を目的とする研修を実施することにより、国内企業における安定的な就職及び職場定着の促進を図る。

# 外国人就労・定着支援研修事業の概要

## 事業目的

日系人等の定住外国人は、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多い。

このような状況を踏まえ、定住外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進や安定雇用の促進を図る。

## 研修対象者

定住外国人(安定的な雇用に就くことが困難な者等)

## 研修内容

以下のような内容の研修を実施

- ・ 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
- ・ 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識 等

## 研修時間等

- ・ コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- ・ 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

## 実施規模

平成31年度における受講者数及び実施地域数(計画数)は以下のとおり。

実施コース 250 コース(平成30年度実績:259 コース)

受講者数 5,000 名(平成30年度実績:4,311 名)

実施地域数 20都府県100地域(平成30年度実績:17都府県91地域)

## コースの追加

平成31年度からは、国内企業で就職する外国人留学生等を対象としたコースを追加

➤ 東京、愛知、大阪、福岡の4地域で実施

日本語講義



就労講義



職場見学



## 過去の事業実績

### 外国人就労・定着支援研修事業

[H27年度] 受講者数 4,106 名(全国84地域、247コース)

[H28年度] 受講者数 4,450 名(全国94地域、260コース)

[H29年度] 受講者数 4,221 名(全国91地域、265コース)

[H30年度] 受講者数 4,311 名(全国91地域、259コース)